

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年7月26日

【事業年度】 第58期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社イトーヨーギョー

【英訳名】 ITO YOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 剛次

【本店の所在の場所】 神戸市灘区友田町二丁目5番25号  
（同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております）

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中津六丁目3番14号

【電話番号】 06-4799-8850

【事務連絡者氏名】 経理室長 木村 哲

【縦覧に供する場所】 株式会社イトーヨーギョー大阪本部  
（大阪市北区中津六丁目3番14号）  
  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第58期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (8) その他

(訂正前)

#### ① 省略

#### ② 当社は、定款において、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

#### ③ 省略

(訂正後)

#### ① 省略

#### ② 当社は、定款において、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ③ 省略